

第4章 意匠法第2条第2項に規定する画像を含む意匠

74 関連条文

意匠法

第二条 この法律で「意匠」とは、物品（物品の部分を含む。第八条を除き、以下同じ。）の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であつて、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。

2 前項において、物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合には、物品の操作（当該物品がその機能を発揮できる状態にするために行われるものに限る。）の用に供される画像であつて、当該物品又はこれと一体として用いられる物品に表示されるものが含まれるものとする。

（第3項及び第4項略）

意匠法施行規則

様式第2〔備考〕

8 物品の部分について意匠登録を受けようとするときは、「【意匠に係る物品】」の欄の上に「【部分意匠】」の欄を設ける。

39 （第1部「願書・図面」第1章「意匠登録出願」11「関連条文」参照）

40 意匠法第2条第2項の規定により物品の操作（当該物品がその機能を発揮できる状態にするために行われるものに限る。）の用に供される画像を含む意匠について意匠登録出願をするときは、「【意匠に係る物品の説明】」の欄にその画像に係る当該物品の機能及び操作の説明を記載する。

様式第6〔備考〕

8 （第2部「意匠登録の要件」第1章「工業上利用することができる意匠」21「関連条文」参照）

9 （第2部「意匠登録の要件」第1章「工業上利用することができる意匠」21「関連条文」参照）

10 （第2部「意匠登録の要件」第1章「工業上利用することができる意匠」21「関連条文」参照）

11 物品の部分について意匠登録を受けようとする場合は、8から10まで及び14に規定される画像図（意匠法第2条第2項に規定する物品と一体として用いられる物品に表示される画像を表す図をいう。以下同じ。）において、意匠に係る物品のうち、意匠登録を受けようとする部分を実線で描き、その他の部分を破線で描く等により意匠登録を受けようとする部分を特定し、かつ、意匠登録を受けようとする部分を特定する方法を願書の「【意匠の説明】」の欄に記載する。

14 （第2部「意匠登録の要件」第1章「工業上利用することができる意匠」21「関連条文」参照）

21 各図の上部には、その種類に応じ「【正面図】」、「【背面図】」、「【左側面図】」、「【右側面図】」、「【平面図】」、「【底面図】」、「【表面図】」、「【裏面図】」、「【展開図】」、「【断面図】」、「【切断部端面図】」、「【拡大図】」、「【斜視図】」、「【正面、平面及び右側面を表す図】」、「【画像図】」等の表示をする。これらの図が参考図である場合は、その旨も表示する。これらの場合において、複数の図の表示が同一とならないようにする。

様式第7〔備考〕

4 その他は、様式第6の備考2、3、6、8から12まで、14及び18から23までと同様とする。

74.1 意匠法第2条第2項に規定する画像について

意匠法第2条第2項において、「物品の操作（当該物品がその機能を発揮できる状態にするために行われるものに限る。）の用に供される画像であつて、当該物品又はこれと一体として用いられる物品に表示されるもの」と規定する画像については、具体的には以下の通り。

（1）画像を含む意匠に係る物品が、意匠法の対象とする物品と認められるものであること（第2部「意匠登録の要件」第1章「工業上利用することができる意匠」21.1.1.1「物品と認められるものであること」参照）

（2）操作の用に供される画像であること
「操作」とは、物品がその機能にしたがって働く状態にするための指示を与えることをいう。

（3）当該物品がその機能を発揮できる状態にするための画像であること
「その機能」とは、当該物品から一般的に想定できる機能を意味する。
したがって、物品の本来の機能を発揮するための操作に用いられる画像でない場合は、意匠法第2条第2項に規定する保護の対象とならない。

（注）

「発揮できる状態」とは、当該物品の機能を働かせることが可能となっている状態であり、実際に当該物品がその機能にしたがって働いている状態を保護対象に含まないことを意味する。
（当該物品がその機能にしたがって働いている状態とは、その物品の使用の目的を達成した状態であつて、例えば、携帯電話機については通話中やメールの送信中、磁気ディスクレコーダーについては再生中や録画中の状態をさす。）

多機能物品の取扱い

当該画像がどの機能を発揮できる状態にするために用いられるものなのか、その物品からは直接導き出すことができないような多機能物品については、その旨の説明を記載する必要がある。

電子計算機の取扱い

電子計算機は、本来の機能が情報処理であるため、電子計算機でソフトウェアを使用したり、インターネット検索を行うことは、電子計算機の情報処理機能を発揮させている状態に該当するので、電子計算機を介して表示されるこのような画像は保護対象とはならない。

（4）当該物品又はこれと一体として用いられる物品に表示される画像であること

部分意匠については、上記に加えて第7部「個別の意匠登録出願」第1章「部分意匠」の定義を参照されたい。

【事例】

当該物品に表示される画像
「携帯電話機」



(物品自体が有する表示部に表示される画像の例)

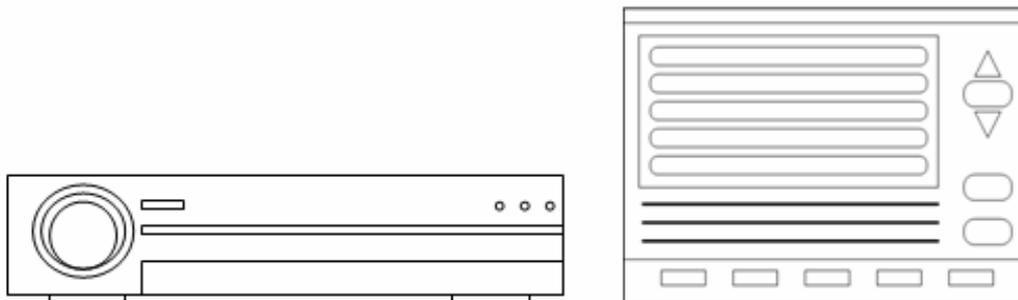
表示部に表示された画像は通話機能等、物品の機能を発揮できる状態にするために行われる操作に用いられることが前提となる。

【事例】

当該物品と一体として用いられる物品に表示される画像

意匠法第2条第2項では「これと一体として用いられる物品に表示されるものが含まれるものとする」と規定され、当該物品の機能を発揮するための操作に用いられる画像であって当該物品と一体として用いられる表示器等に表示される画像は保護対象とする。

「磁気ディスクレコーダー」



(当該物品と一体として用いられる物品(例、テレビモニター)に表示される画像の例)

録画予約機能等、物品の機能を発揮できる状態にするために行われる操作に用いられる画像であることが前提となる。

74.2 意匠法第2条第2項に規定する画像を含む意匠の意匠登録出願における願書・図面

74.2.1 画像を含む意匠登録出願における願書の記載事項

(1) 「部分意匠」の欄(部分意匠の場合のみ)

画像を含む意匠について、意匠法施行規則様式第2備考8の規定により、部分意匠の意匠登録出願をする場合には、その旨を明示するために、願書に「部分意匠」の欄が記載されていなければならない。ただし、画像を含む意匠について、全体意匠の意匠登録出願をする場合には、この限りではない。

(2) 「意匠に係る物品」の欄の記載

画像を含む意匠を意匠登録出願する場合には、その創作のベースとなる物品が意匠法の対象とする物品と認められなければならない。(「用画像」や「用インターフェイス」は意匠に係る物品に該当しない。)

願書の「意匠に係る物品」の欄には、意匠法第7条の規定により別表第一の下欄に掲げる物品の区分又はそれと同程度の区分による物品の区分が記載されていなければならない。

例えば、ビデオディスクプレイヤーの意匠の創作において、意匠登録を受けようとする部分である画像が当該物品と同時に使用されるテレビ受像機に表示されるものであっても、権利の客体となる意匠に係る物品が当該画像を含むビデオディスクプレイヤーであることから、願書の「意匠に係る物品」の欄には、「ビデオディスクプレイヤー」と記載されていなければならない。

(3) 「意匠の説明」の欄の記載(部分意匠の場合のみ)

画像を含む意匠を部分意匠として意匠登録出願する場合は、意匠法施行規則様式第6備考11の規定に基づき、意匠登録を受けようとする部分を特定する方法を願書の「意匠の説明」の欄に記載しなければならない。

(4) 「意匠に係る物品の説明」の欄の記載

意匠法施行規則様式第2備考39の規定は、画像を含む意匠の意匠登録出願にも適用される。

したがって、画像を含む意匠に係る物品が、経済産業省令で定める物品の区分のいずれにも属さない場合には、その物品の使用の目的、使用の状態等物品の理解を助けることができるような説明が、願書の「意匠に係る物品の説明」の欄に記載されていなければならない。

当該画像が、その物品のどのような機能を発揮できる状態にするために行われる操作に係るものか、又、操作方法について説明を記載する。

(5) 画像を含む意匠登録出願における図面等の記載

一組の図面

画像を含む意匠に係る物品全体の形態について、一組の図面が必要である。

また、画像は織物地のような平面的なものとは認められず、画像を【表面図】及び【裏面図】をもって一組の図面とするとはできない。

他の表示機器等に表示される画像の図

その物品と一体として用いられる表示機器等に表示される画像を表す図は、【画像図】として記載する。

【画像図】の輪郭は、当該物品と一体として用いられる表示機器等の表示部の外周縁とする。又、【画像図】として画像を表すことができるのは、意匠に係る物品が画像を他の表示機器に表示して当該物品の操作を行うものである場合に限られる。

図の省略

図の省略が認められるのは、意匠法施行規則様式第6備考8に規定される同一又は対称である場合の一方の図の省略、意匠法施行規則様式第6備考9の規定により認められた図の省略、意匠法施行規則様式第6備考10に規定される表面図と裏面図が同一若しくは対称の場合又は裏面が無模様の場合の裏面図の省略に限られる。

したがって、意匠に係る物品と一体として用いられる物品（表示機器等）に表示される画像を含む意匠を部分意匠として意匠登録出願する場合であっても、一組の図面を省略することはできない。すなわち、【画像図】のみの意匠登録出願は認められない。

参考図

【意匠に係る物品の説明】の欄等、願書の記載だけでは意匠を十分に表現することができないときは、【画像図】の他に操作方法を説明する参考図を添付する。

その他、全体意匠に関しては第2部「意匠登録の要件」第1章「工業上利用することができる意匠」21.1.2「意匠が具体的なものであること」、部分意匠に関しては第7部「個別の意匠登録出願」第1章「部分意匠」71.2.2「部分意匠の意匠登録出願における図面等の記載」を参照されたい。

74.3 意匠法第2条第2項に規定する画像を含む意匠の意匠登録出願に係る意匠の認定

画像を含む意匠の意匠登録出願に係る意匠の認定は、以下の点に関して、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断して行う。

したがって、願書又は願書に添付した図面等に該当しない書類、例えば、特徴記載書、優先権証明書、意匠法第4条第2項の規定の適用を受けるための証明書等は、画像を含む意匠の意匠登録出願に係る意匠の認定の際には、その基礎となる資料とはしない。（全体意匠については第1部「願書・図面」第2章「意匠登録出願に係る意匠の認定」参照、部分意匠については、第7部「個別の意匠登録出願」第1章「部分意匠」71.3「部分意匠の意匠登録出願に係る意匠の認定」参照）

（1）意匠に係る物品

当該画像を含む意匠の意匠に係る物品の使用の目的、使用の状態等に基づき用途及び機能を認定する。

(2) 「画像」の用途及び機能

「画像」の用途及び機能は、前記認定した画像を含む意匠の意匠に係る物品が有する用途及び機能に基づいて認定する。

(3) 「画像を含む意匠」の形態

「画像を含む意匠」の形態は、一組の図面及び断面図、斜視図、画像図等その他必要な図に基づいて認定する。

74.4 意匠法第2条第2項に規定する画像を含む意匠の登録要件

画像を含む意匠として意匠登録出願されたものが意匠登録を受けるためには、以下のすべての要件を満たさなければならない。

- (1) 工業上利用することができる意匠であること
- (2) 新規性を有すること
- (3) 創作非容易性を有すること
- (4) 先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠ではないこと

74.4.1 工業上利用することができる意匠

画像を含む意匠として意匠登録出願されたものが、意匠法第3条第1項柱書に規定する工業上利用することができる意匠に該当するためには、以下のすべての要件を満たさなければならない。

- (1) 意匠を構成するものであること
- (2) 意匠が具体的なものであること
- (3) 工業上利用することができるものであること

74.4.1.1 意匠を構成するものであること

意匠を構成するための要件については、第2部「意匠登録の要件」第1章「工業上利用することができる意匠」、第7部「個別の意匠登録出願」第1章「部分意匠」を参照されたい。

74.4.1.1.1 画像が意匠を構成するものであること

意匠に含まれる画像が、意匠法第2条第2項において規定する画像を構成するためには以下のすべての要件を満たしていなければならない。

(1) 物品の機能を発揮するための操作に用いられる画像であること
「操作」とは、物品がその機能にしたがって働く状態にするための指示を与えることをいう。

(2) 当該物品の機能を発揮できる状態にするための画像であること
実際に当該物品がその機能に従って働いている状態を保護対象に含まないことを意味し、その物品の使用の目的を達成した状態が機能を発揮

した状態であって、例えば、携帯電話機については通話中や電子メールの送信中、磁気ディスクレコーダーについては再生中や録画中の操作に用いられる画像を含まない。

74.4.1.1.2 意匠を構成する画像に該当しないもの

以下の画像は、意匠法第2条第2項に規定する画像に該当せず、意匠法第3条第1項柱書の規定により登録を受けることができない。

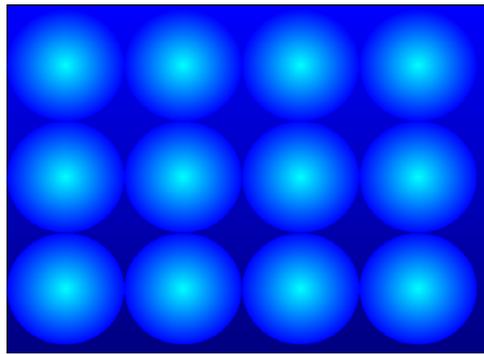
(1) 物品の機能を発揮するための操作に用いる画像でないものの例

装飾表現のみを目的とした画像

装飾表現のみを目的とした画像は物品の機能を発揮するための操作に用いる画像とは認められない。

【意匠を構成するものと認められない事例】

表示部の背景を装飾するための画像（いわゆる壁紙）



映画等（いわゆるコンテンツ）を表した画像

物品を使用する者の操作を必要とせず、受動的に提供される画像（いわゆるコンテンツ）は物品の機能を発揮するための操作に用いる画像とは認められない。

【意匠を構成するものと認められない事例】

映画の一場面の画像

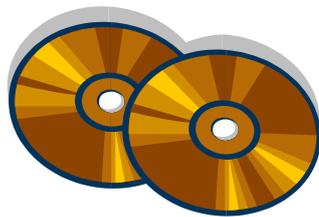


記録媒体に記録された画像

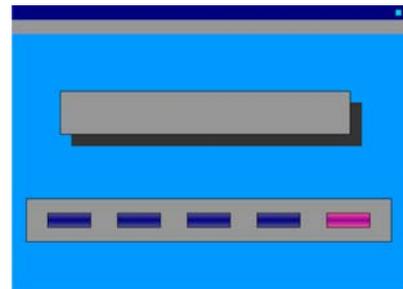
記録媒体という物品（例えば、コンパクトディスク等）は、その物品に画像に係る情報を記録することが可能であるものの、記録媒体自体は操作機構を持たないから、意匠に係る物品を記録媒体とした画像は、物品の機能を発揮するための操作に用いられる画像とは認められない。

【意匠を構成するものと認められない事例】

記録媒体に記録された画像



「コンパクトディスク」



コンパクトディスクに記録された画像

(2) 物品の機能を発揮できる状態にするための画像でないものの例

[機能を発揮している状態の画像]

電子計算機の取扱い

電子計算機は、「情報処理（ソフトウェアによって可能となる機能を含む）」がその機能と解する。したがって、ソフトウェアによって表示される画像は、機能を発揮している状態の画像に該当するため保護対象とならない。

【意匠を構成するものと認められない事例】

電子計算機により表示される画像

(OSにより表示された画像)



(インターネットを通じて表示された画像)

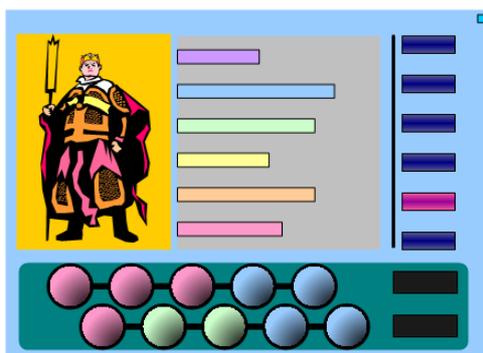


ゲーム機を取扱い

ゲームの画像は既にゲーム機能を発揮した状態の画像であるため、保護対象とならない。ゲーム専用機や、機器にプリインストールされている画像情報に基づいて表示されるものであっても、ゲームに係る画像は保護されない。ただし、ゲーム機本体の設定用の画像等は物品の機能を発揮するための操作に用いられる画像として保護される。

【意匠を構成するものと認められない事例】

ゲーム機により表示される画像



74.4.1.2 意匠が具体的なものであること

第一に、その意匠の属する分野における通常知識に基づいて、出願当初の願書の記載及び願書に添付された図面等から意匠登録出願の方法及び対象が画像を含む意匠の意匠登録出願であることが直接的に導き出されなくてはならない。

次に、画像を含む意匠の意匠登録出願に係る意匠が具体的なものと認められるためには、その意匠の属する分野における通常知識に基づいて、出願当初の願書の記載及び願書に添付した図面等から具体的な一の意匠の内容、すなわち、以下の から についての具体的な内容が、直接的に導き出されなければならない。

画像を含む意匠の意匠に係る物品

「画像」の用途及び機能

部分意匠として「画像」の意匠登録を受けようとする場合には、その位置、大きさ、範囲

ただし、当該物品と一体として用いられる物品に表示される「画像」を含む意匠を部分意匠として意匠登録出願する場合であって、画像を意匠登録を受けようとする部分にするとときは、当該物品と一体として用いられる物品に対する意匠登録を受けようとする部分の位置、大きさ、範囲は評価しない。

「画像を含む意匠」の形態

願書の記載又は願書に添付した図面等の記載の正確性について、全体意匠

に関しては第2部「意匠登録の要件」第1章「工業上利用することができる意匠」21.1.2「意匠が具体的なものであること」、部分意匠に関しては第7部「個別の意匠登録出願」第1章「部分意匠」71.4.1.2「意匠が具体的なものであること」を参照されたい。

(1) 意匠が具体的なものと認められない場合の例

願書又は願書に添付した図面等に、以下のような記載不備を有しており、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断しても、具体的な一の意匠の内容を直接的に導き出せないときは、意匠が具体的なものとは認められない。

意匠に係る物品又は「画像」の具体的な用途及び機能が明らかでない場合
「画像」全体の形態が表されていない場合

意匠に係る物品全体の形態が表されていない場合（画像のみしか表されていない場合）

「画像」を含む、意匠に係る物品の形態に、願書の「意匠に係る物品」の欄に記載された物品の区分に属する物品を認識するのに必要な最低限含まれていなければならない構成要素が明確に表されていない場合（部分意匠の場合）

「画像」が物品の表示部に表示されるものか、当該物品と一体として用いられる物品の表示部に表示されるものか明らかでない場合

74.4.1.3 工業上利用することができるものであること

画像を含む意匠の意匠に係る物品が、工業上利用することができるものでなくてはならない。

74.4.2 新規性

意匠法第3条第1項各号の規定の適用については、当該画像を含む意匠が公知の意匠のいずれかの意匠に該当するか否か、又は公知の意匠に類似する意匠に該当するか否かを判断することにより行う。

74.4.2.1 意匠法第3条第1項第1号及び第2号

画像を含む意匠が、公知の意匠に該当するか否かの判断を行い得るためには、公知の意匠の中に、原則として、画像を含む意匠の意匠登録出願の全体の形態が対比可能な程度に十分表されていれば新規性判断の基礎となる資料とすることができる。

判断基準については、全体意匠に関しては第2部「意匠登録の要件」第2章「新規性」22.1.1「意匠法第3条第1項第1号」及び22.1.2「意匠法第3条第1項第2号」を、部分意匠に関しては、第7部「個別の意匠登録出願」第1章「部分意匠」71.4「部分意匠に関する意匠登録の要件」71.4.2「新規

性」71.4.2.1「意匠法第3条第1項第1号及び第2号」71.4.2.2「意匠法第3条第1項第3号」を参照されたい。

74.4.2.2 意匠法第3条第1項第3号

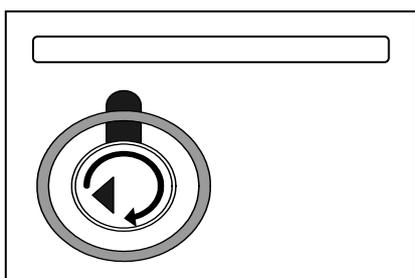
74.4.2.2.1 公知意匠と画像を含む意匠の類否判断

意匠は、物品と形態が一体不可分のものであるから、画像を含む意匠についても、意匠に係る物品と公知の意匠の意匠に係る物品とが同一又は類似でなければ意匠の類似は生じない。

また、画像は、物品の部分の形状、模様、若しくは色彩又はこれらの結合に含まれるものであり、画像を含む意匠の類否判断は全体意匠、部分意匠の審査基準に準じて行われるが、下記の事例については類似するものと認められる。

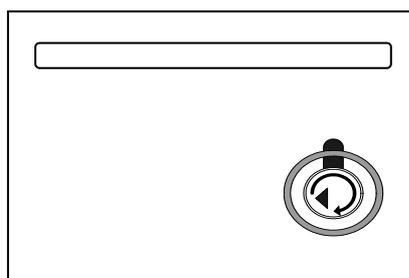
【事例1】

【画像図】



「デジタルビデオディスクレコーダー」
(映像編集機能を発揮するための画像)

【画像図】

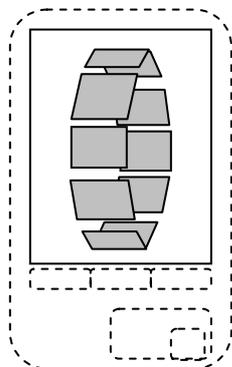


「デジタルビデオディスクレコーダー」
(映像編集機能を発揮するための画像)

説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

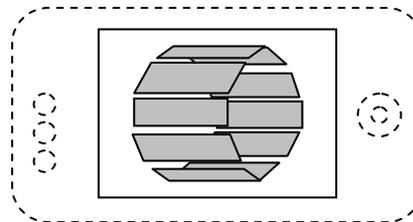
【事例2】

【正面図】



「携帯用ビデオプレイヤー」
(映像を選択するための画像)

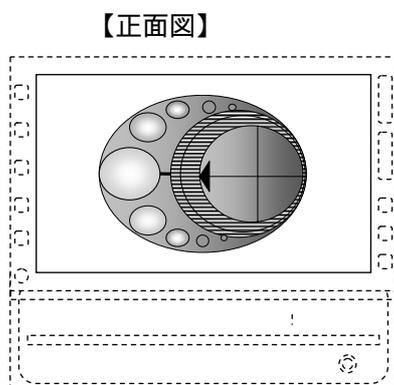
【正面図】



「携帯用ビデオプレイヤー」
(映像を選択するための画像)

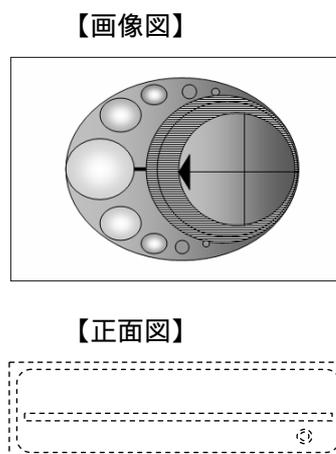
説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【事例3】



「車載用経路誘導機」
(物品自体の表示部に表示される
画像)

意匠登録を受けようとする
部分の位置・大きさ・範
囲に特段の特徴が認められ
ない



「車載用経路誘導機」
(当該物品と一体として用いられ
る物品に表示される画像)

意匠登録を受けようとする部
分の位置・大きさ・範囲の評価
をしない

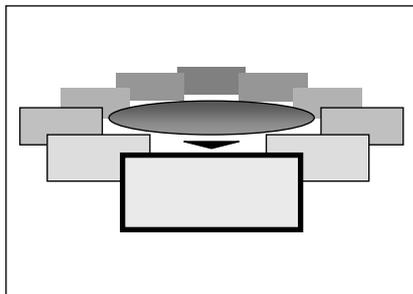
説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

当該物品の表示部に表示される画像に係る意匠登録出願と当該物品と一体として用いられる物品に表示される画像に係る意匠登録出願は類似すること
がある。

ただし、画像の形態が共通していても両者は全体に対する意匠登録を受けよ
うとする部分の位置・範囲が異なり、類否判断に与える影響が大きいと考えら
れる場合は、両者は非類似と判断される。

【事例4】

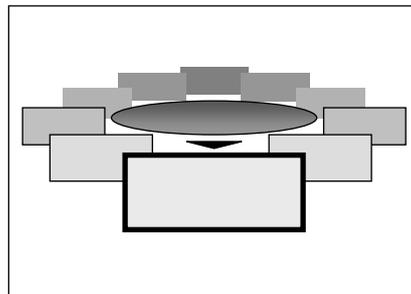
【画像図】



「デジタルビデオディスクレコーダー」
(各種設定の選択を行うための画像)

静止画像

【画像図】



「デジタルビデオディスクレコーダー」
(各種設定の選択を行うための画像)

操作によって変化する画像



中央の長円形部の周囲を矩形のタイトル表示部
が時計回りに回転する変化をする画像

説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

なお、静止画像と操作によって変化する画像との類否判断は、変化する画像
の変化の前後の態様も含めて総合的に観察して行います。

74.4.3 創作非容易性

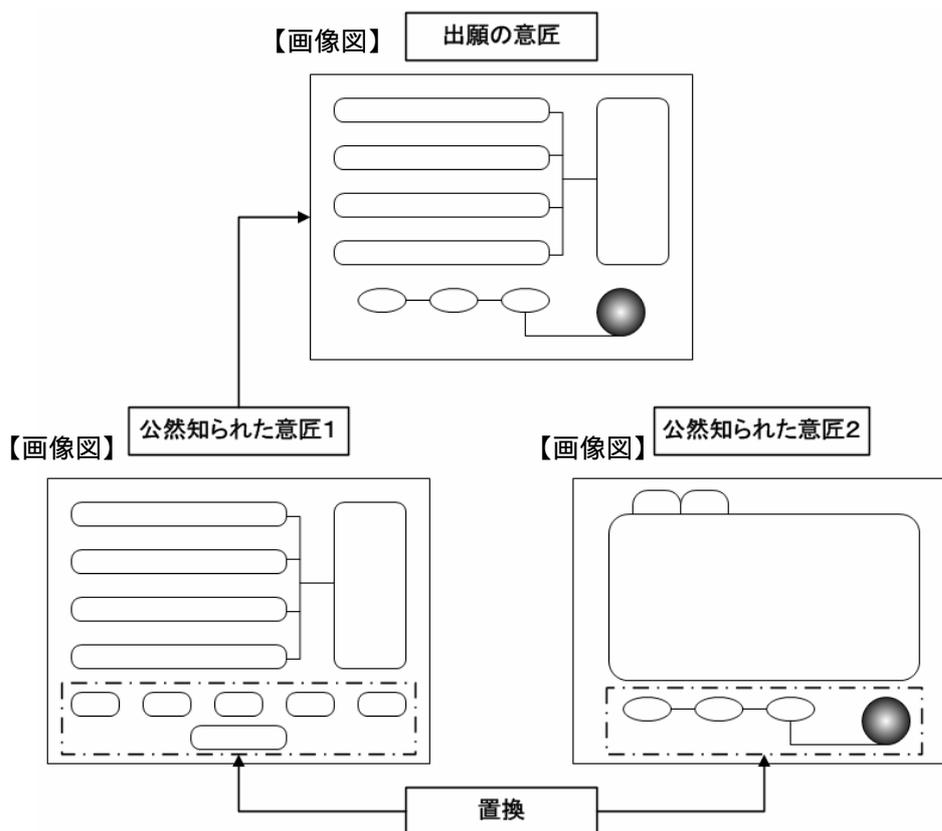
判断基準については、全体意匠に関しては第2部「意匠登録の要件」第3章「創作非容易性」、部分意匠に関しては第7部「個別の意匠登録出願」第1章「部分意匠」71.4.3「創作非容易性」を参照されたい。

容易に創作することができる意匠と認められるものの例

置換の意匠

【事例】

その意匠の属する分野において、画像の一部を他の画像の一部に置き換えることは、当業者にとってありふれた手法である。

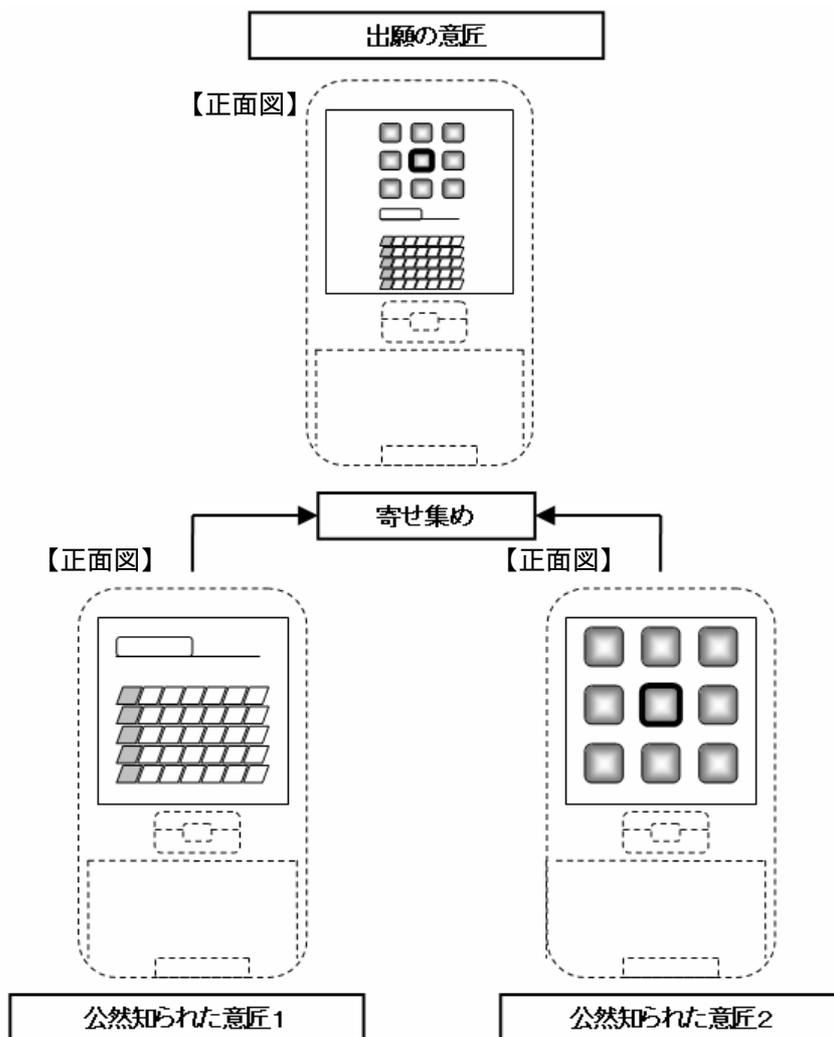


説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

寄せ集めの意匠

【事例】

その意匠の属する分野において、複数の画像の一部を寄せ集めて一つの画像を構成することは、当業者にとってありふれた手法である。

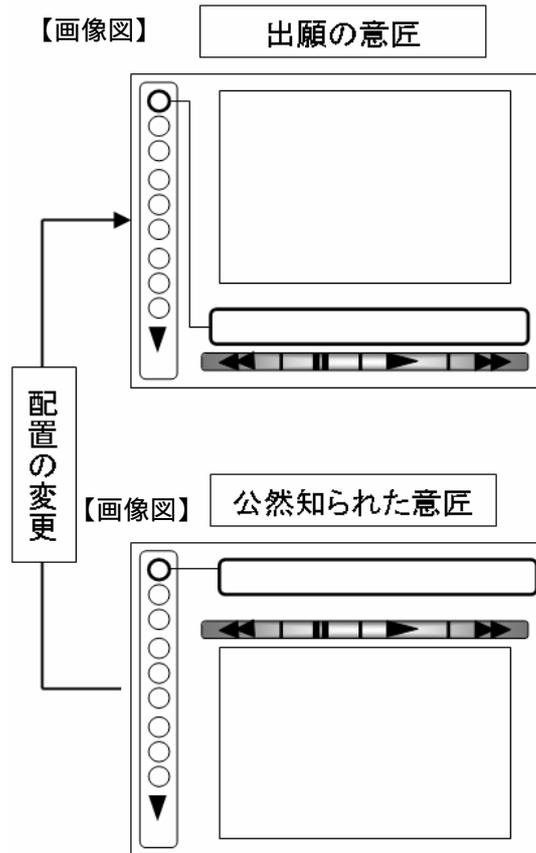


説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

配置の変更による意匠

【事例】

その意匠の属する分野において、画像の一部の配置を変更することは、当業者にとってありふれた手法である。

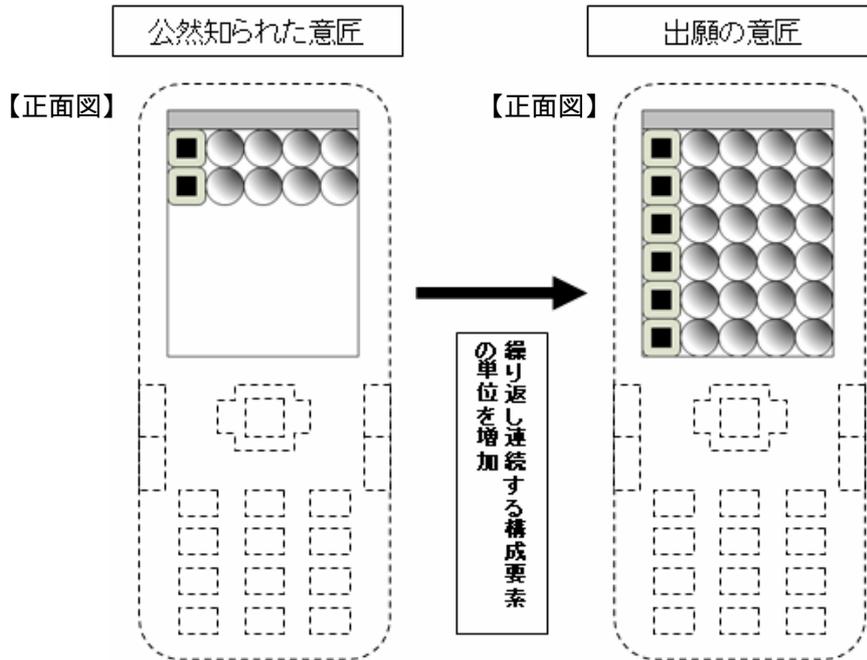


説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

構成比率の変更又は連続する単位の数の増減による意匠

【事例】

その意匠の属する分野において、繰り返し連続する構成要素の単位を適宜増減させることは、当業者にとってありふれた手法である。

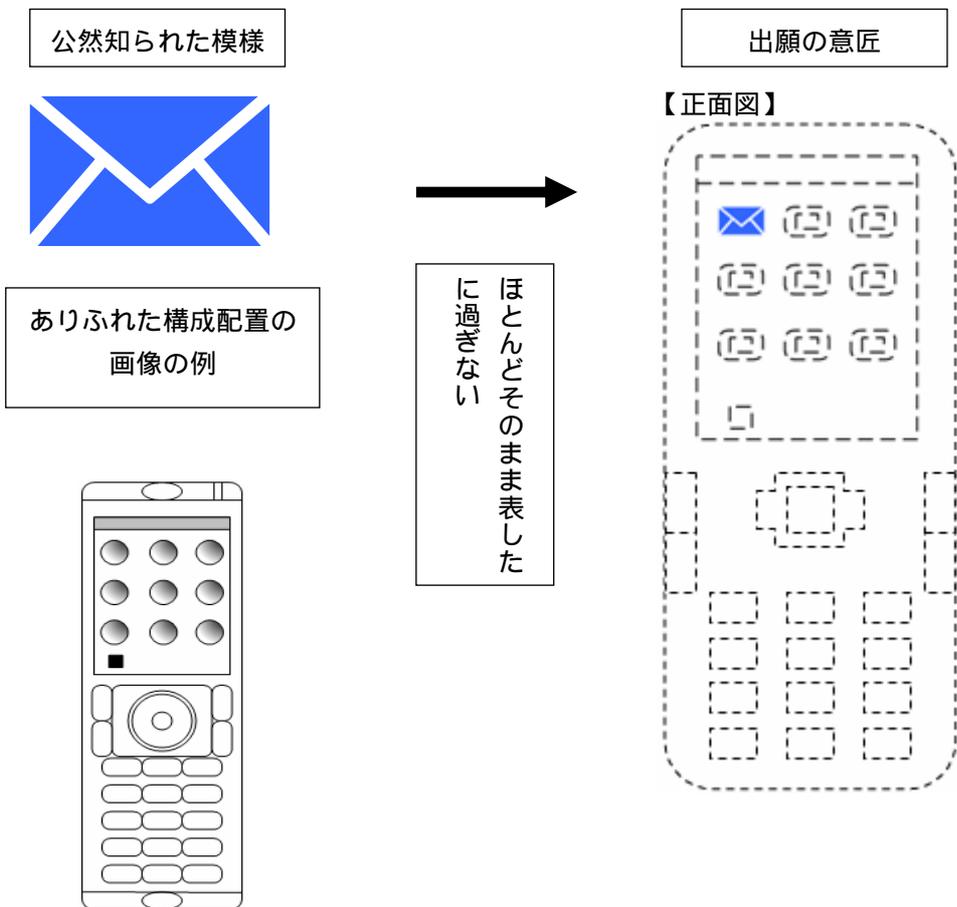


説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合をほとんどそのまま表したにすぎない意匠

【事例1】

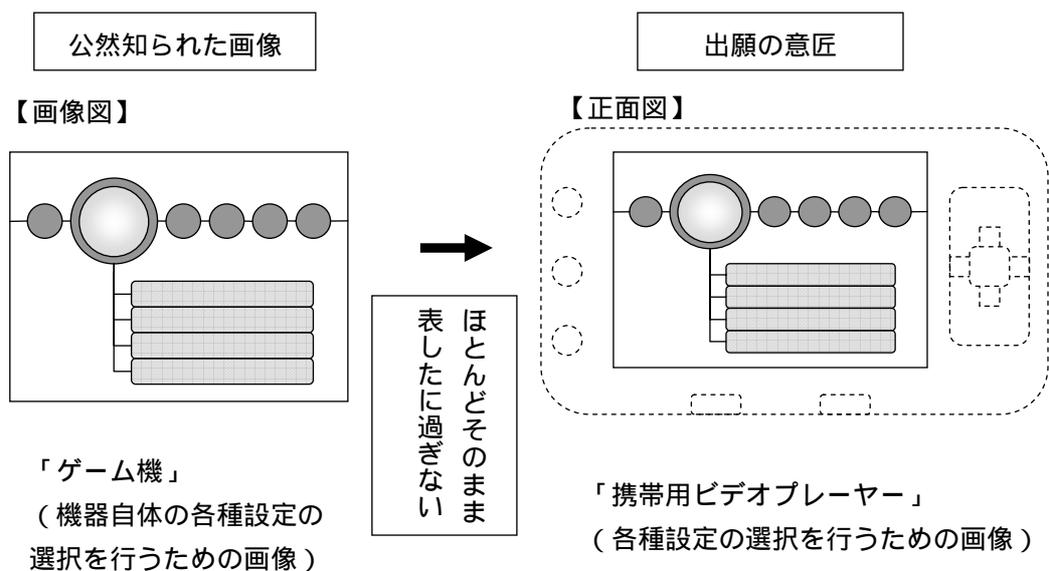
その意匠の属する分野において、画像の一部に公然知られた模様をほとんどそのまま表すことは、当業者にとってありふれた手法である。



説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【事例2】

その意匠の属する分野において、出願の意匠に公然知られた画像をほとんどそのまま表すことは、当業者にとってありふれた手法である。

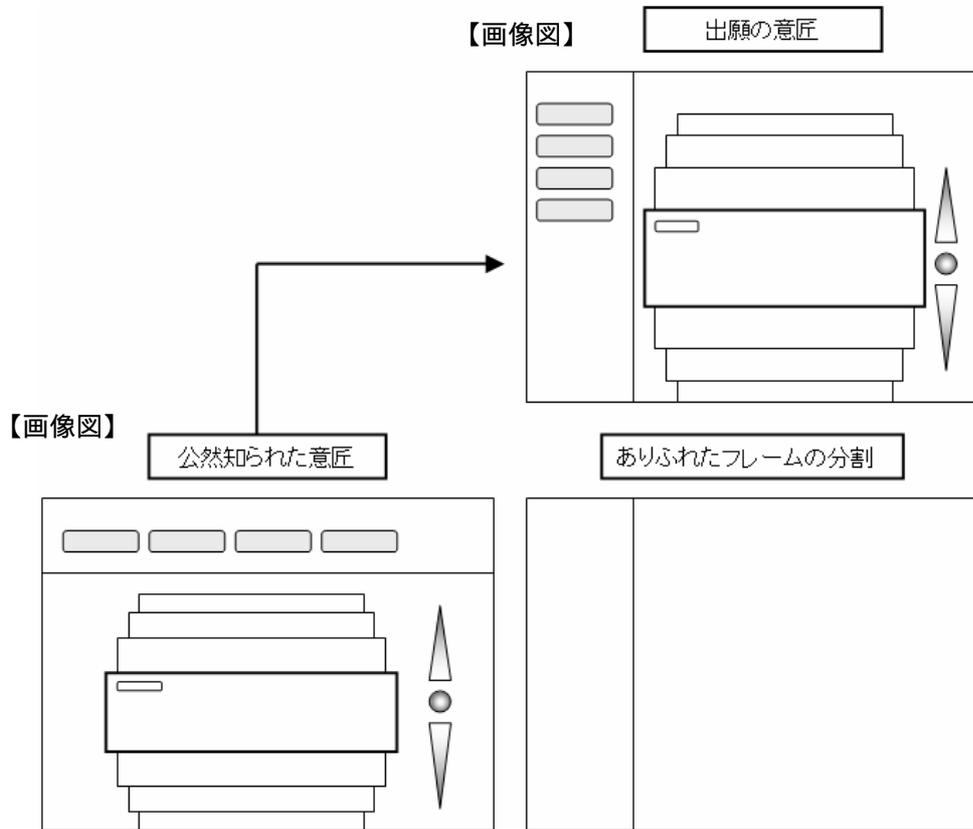


説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

フレームの分割態様を変更したにすぎない意匠

フレームの分割態様を、ありふれた分割手法に基づき変更したにすぎない意匠。

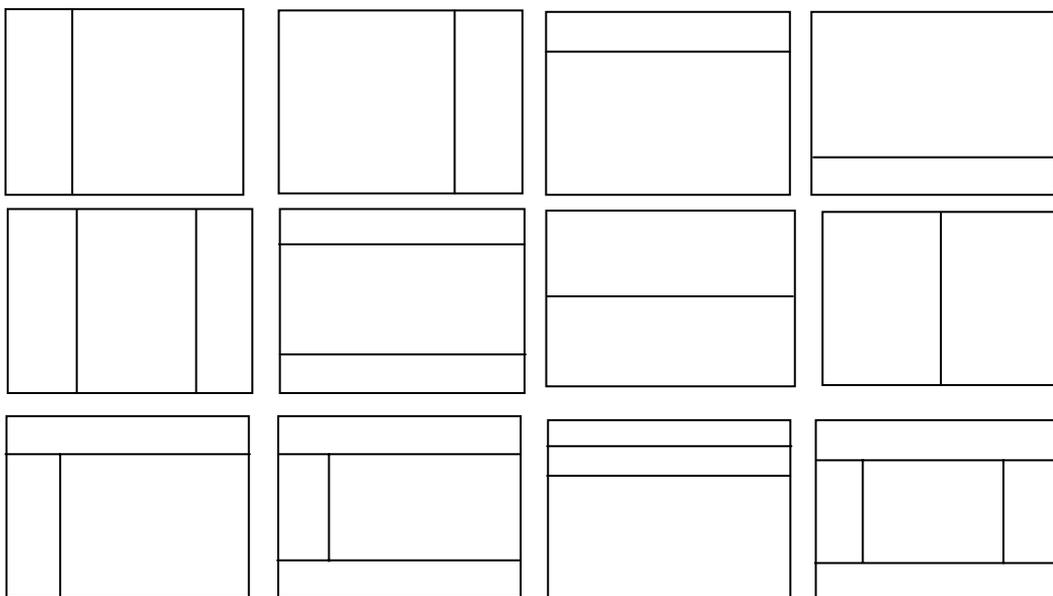
【事例】



説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【参考】

ありふれたフレームの分割態様の例

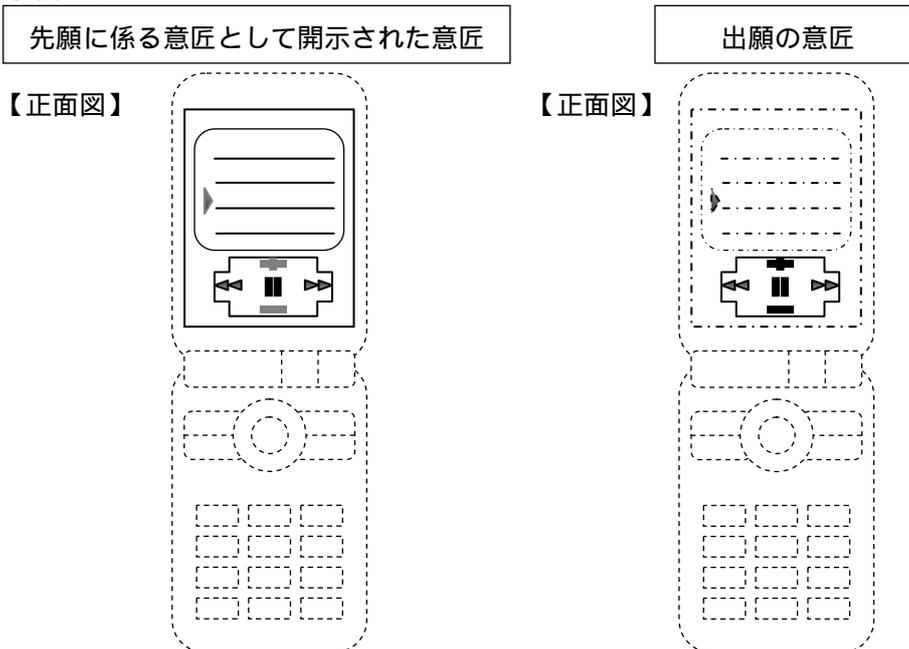


74.4.4 画像を含む先願意匠の一部と同一又は類似の画像を含む後願意匠

判断基準については、全体意匠に関しては第2部「意匠登録の要件」第4章「先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠の保護除外」、部分意匠に関しては第7部「個別の意匠登録出願」第1章「部分意匠」71.4.4.1「先願に係る意匠として開示された意匠の一部と後願の部分意匠との類否判断」を参照されたい。

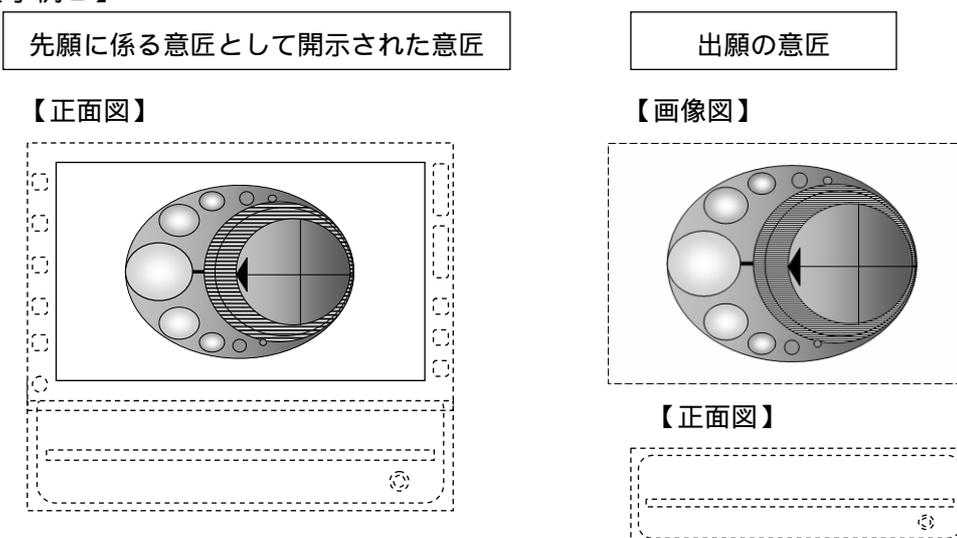
【意匠法第3条の2が適用される事例】

【事例1】



説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【事例2】



説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

74.5 意匠法第2条第2項に規定する画像を含む意匠の意匠登録出願に関する新規性の喪失の例外

意匠法第4条第1項又は第2項の規定の適用を受けるための要件等その他の判断基準については、全体意匠に関しては、第3部「新規性の喪失の例外」部分意匠に関しては第7部「個別の意匠登録出願」第1章「部分意匠」71.5「部分意匠の意匠登録出願に関する新規性の喪失の例外」を参照されたい。

74.6 意匠法第2条第2項に規定する画像を含む意匠の意匠登録出願に関する意匠法第5条の規定

判断基準については、全体意匠に関しては第4部「意匠登録を受けることができない意匠」部分意匠に関しては第7部「個別の意匠登録出願」第1章「部分意匠」71.6「部分意匠の意匠登録出願に関する意匠法第5条の規定」を参照されたい。

74.7 意匠法第2条第2項に規定する画像を含む意匠の意匠登録出願に関する一意匠一出願

画像を含む意匠の意匠登録出願についても、意匠法第7条に規定する要件を満たさなければならない。

判断基準については、全体意匠に関しては第5部「一意匠一出願」部分意匠に関しては第7部「個別の意匠登録出願」第1章「部分意匠」71.7「部分意匠の意匠登録出願に関する一意匠一出願」を参照されたい。

74.7.1 意匠法第7条に規定する要件を満たさないものの例

74.7.1.1 物品の区分によらない願書の「意匠に係る物品」の欄の記載の例

画像を含む意匠の意匠登録出願において、願書の「意匠に係る物品」の欄に、物品の区分の後に「の画像」、「の画面」等の語を付したもの（例えば、「ビデオディスクレコーダーの画像」）の記載があるときは、別表第一に記載された物品の区分又はそれと同程度の区分による物品の区分とは認められない。

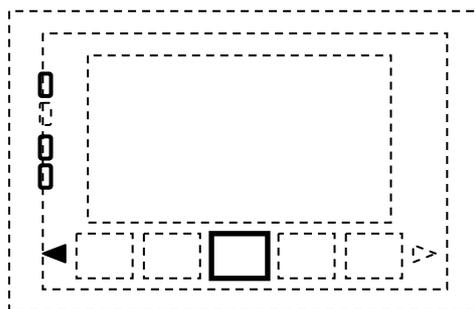
74.7.1.2 意匠ごとに出願されていないものの例

一つの部分意匠の意匠に係る物品の中に、二以上の異なる画像や物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」が含まれているものは、意匠ごとにした意匠登録出願と認められない。

【事例】

部分意匠の意匠登録出願

【画像図】



説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

以下のいずれかに該当する場合は、物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」が含まれているものであっても、一意匠と取扱う。

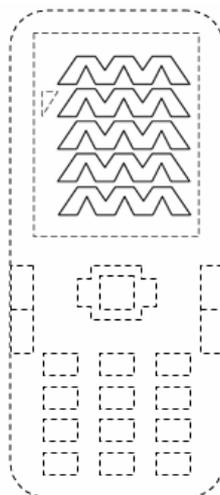
(1) 形態的な一体性が認められる場合

物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」であっても、対称となる形態、一組となる形態等、関連性をもって創作されるものは、形態的な一体性が認められる。

【事例】

部分意匠の意匠登録出願

【正面図】



説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

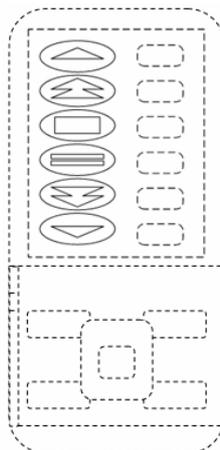
(2) 機能的な一体性が認められる場合

物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」であっても、全体として一つの機能を果たすことから一体的に創作される関係にあるものは、機能的な一体性が認められる。

【事例】

部分意匠の意匠登録出願

【正面図】



説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

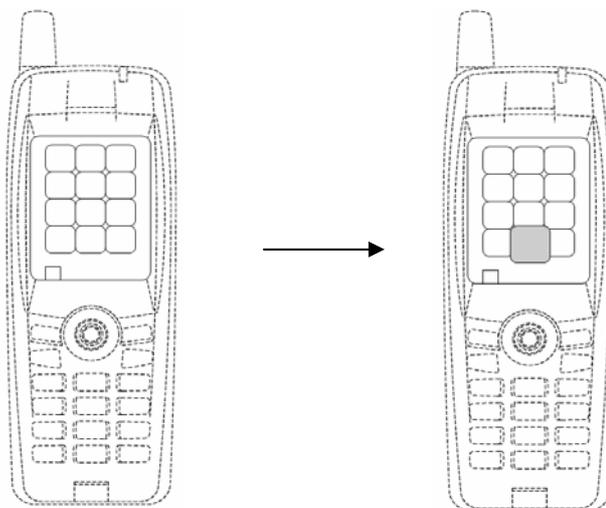
(3) 変化の態様に形態的な一体性が認められる場合

画像が変化する場合において、変化の前後の態様に形態的な関連性が認められれば一の意匠として取扱う。

【事例】 変化の態様に形態的な関連性が認められる例

【正面図】

【変化した状態を示す正面図】

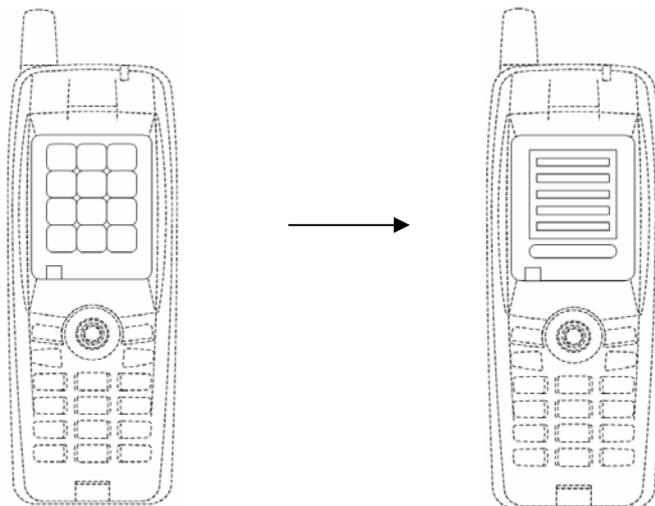


説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【事例】 変化の態様に形態的な関連性が認められない例

【正面図】

【変化した状態を示す正面図】



説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

74.8 意匠法第2条第2項に規定する画像を含む組物の意匠

画像を含む組物の意匠は、全体意匠として出願された場合のみ保護対象となる。判断基準については、全体意匠に関しては第7部「個別の意匠登録出願」第2章「組物の意匠」、部分意匠に関しては第7部「個別の意匠登録出願」第1章「部分意匠」71.8「組物の意匠に係る部分意匠」を参照されたい。

74.9 意匠法第2条第2項に規定する画像を含む意匠の意匠登録出願に関する意匠法第9条及び第10条の規定

判断基準については、全体意匠に関しては第6部「先願」及び第7部「個別の意匠登録出願」第3章「関連意匠」、部分意匠に関しては第7部「個別の意匠登録出願」第1章「部分意匠」71.9「部分意匠の意匠登録出願に関する意匠法第9条及び第10条の規定」を参照されたい。

74.10 意匠法第2条第2項に規定する画像を含む意匠の意匠登録出願に関する要旨の変更

判断基準については、全体意匠に関しては第8部「願書・図面等の記載の補正」第2章「補正の却下」、部分意匠に関しては第7部「個別の意匠登録出願」第1章「部分意匠」71.10「部分意匠の意匠登録出願に関する要旨の変更」を参照されたい。

74.11 意匠法第2条第2項に規定する画像を含む意匠に関する分割

判断基準については、全体意匠に関しては第9部「特殊な意匠登録出願」第1章「意匠登録出願の分割」、部分意匠に関しては第7部「個別の意匠登録出願」第1章「部分意匠」71.11.「部分意匠の意匠登録出願に関する分割」を参照されたい。

74.12 特許出願又は実用新案登録出願から意匠法第2条第2項に規定する画像を含む意匠登録出願への出願の変更

判断基準については、全体意匠に関しては第9部「特殊な意匠登録出願」第2章「出願の変更」、部分意匠に関しては第7部「個別の意匠登録出願」第1章「部分意匠」71.12「特許出願又は実用新案登録出願から部分意匠の意匠登録出願への出願の変更」を参照されたい。

74.13 パリ条約による優先権等の主張を伴う意匠法第2条第2項に規定する画像を含む意匠の意匠登録出願

判断基準については、全体意匠に関しては第10部「パリ条約による優先権等の主張の手続」、部分意匠に関しては第7部「個別の意匠登録出願」第1章「部分意匠」71.13「パリ条約による優先権等の主張を伴う部分意匠の意匠登録出願」を参照されたい。